

令和 7 年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第 3 回 権利擁護専門部会 次第

日時：令和 8 年 1 月 15 日（木）午前 10 時～正午

会場：文京区民センター 3 階 3C 会議室

1 開会

- ・新委員ご挨拶

2 議題

（1）権利擁護専門部会における検討事項について

- ・第 2 回権利擁護専門部会振り返り
- ・グループに分かれて意見交換
- ・全体で検討事項決定

（2）令和 7 年度第 3 回障害者地域自立支援協議会全体会 ご案内

（3）その他

【配付資料】

開催次第

資料第 1 号	文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会委員名簿
資料第 2 号	権利擁護専門部会での検討テーマ案
資料第 3 号	当事者部会アンケート回答（原文まま）
資料第 4 号	当事者部会アンケート用紙
資料第 5 号	令和 7 年度文京区障害者地域自立支援協議会 第 2 回権利擁護専門部会 要点録
資料第 6 号	「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイド 〈再掲〉

3 閉会

文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会委員名簿

令和8年1月15日現在

敬称略

役職名	新委員	グループ	委員名	所属機関・団体・施設名
協議会会长			高山 直樹	東洋大学 福祉社会デザイン学部 教授

親会委員		A	新堀 季之	社会福祉士(高齢者あんしん相談センター駒込センター長)
"		B	清水 健太	文京地域生活支援センターあかり 施設長
"		A	北原 隆行	文京槐の会 は～と・ピア2施設長補佐
委員		B	武長 信亮	弁護士・社会福祉士・精神保健福祉士
"		A	皆川 譲	文京区障害者就労支援センター 主任
"		B	荒木田 紘子	文京区障害者基幹相談支援センター
"		A	坂井 崇徳	弁護士
"		B	箱石 まみ	司法書士
"	○	A	寺本 圭子	文京区民生委員・児童委員協議会 富坂地区副会長
"		B	賀藤 一示	知的障害者相談員
"		A	篠木 一拓	文京社会福祉士会 事務局長
"		B	平石 進	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長
当事者委員		A	天野 亨	当事者委員
"		B	久米 佳江	当事者委員
区 委員		A	福田 洋司	障害福祉課 身体障害者支援係長(身体障害者福祉司)
"		B	須田 浩史	障害福祉課 知的障害者支援係長(知的障害者福祉司)
"		A	田中 利奈	予防対策課 保健指導係長 (保健師)
"		B	柳瀬 裕貴	予防対策課 予防対策主査 (保健師)
"		A	宮原 駿一	福祉政策課 地域福祉係長

事務局		石樵 さゆり	文京区社会福祉協議会 事務局次長
事務局		伊藤 真由子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局		新井 未来	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター

- 第1回権利擁護専門部会議事録および他部会の委員からの聞き取り内容をカテゴリー分けしたものを掲載
- 第2回権利擁護専門部会にて、検討テーマ案記載のカテゴリーから、テーマを絞る
- 障害者自立支援協議会当事者部会員からの意見を加味し、第3回権利擁護専門部会にて検討テーマを決定

カテゴリー	第1回権利擁護専門部会および他部会の委員からの聞き取り内容		第2回権利擁護専門部会
	内容	補足	内容
後見関係	制度利用の促進		・成年後見制度自体の変わる時期であるため、周知するタイミングを検討する必要あり。
	相談支援機関と後見人との連携		
	地域の専門職を活用できるような仕組み	後見分野において地域や地元の専門職を巻き込み活用できる仕組み	
	市民後見人の啓発		
	専門職後見人と市民後見人との違いや制度のメリット／デメリットの周知	8060などのケース対応に向けて	・専門職後見人と市民後見人との違いや周知。
	後見制度について医療機関等への周知		
	ガイドブック（令和6年度権利擁護専門部会にて作成）の活用方法について検討	実際に利用しモニタリングしながら活用方法について検討	・ガイドブックを活用した研修や普及啓発。 ・自己決定ができる支援方法の模索。 ・実際の利用状況のモニタリング、プラッシュアップ。 ・重曹的支援体制整備事業との連携も視野に。 ・相談窓口と課題解決に向けた支援者間の連携。 ・活用する場面や分野はどこか。 ・支援者向け→当事者が成年後見制度利用を検討するタイミングが分かるものへ。
権利侵害	虐待が起こる構造について	津久井やまゆり園の事例から議論	
	虐待・権利侵害発生後の支援体制の継続的フォロー		
	虐待通報の流れ、相談、管轄による相談先が異なるものの窓口統一		
	不動産の押し売り、リースバック等の消費者被害	権利侵害や第三者との不当取引等	
	地域での孤立・社会的排除（つながりの弱さ）	一人暮らしや家族の高齢化による孤立化が進み権利侵害が見えにくくなっている／親なき後の自己決定の尊重	
	支援者・家族への権利擁護の理解不足	本人の安全を守ることと権利を尊重することのバランスへの迷い／必要以上の支援や制限が本人の権利侵害につながる可能性	・どのようなことが権利侵害にあたるのかの周知。
住まい	住まいの問題（施設・GH以外の選択肢）		・暮らし分野の携われる行政や居住支援等と連携。 ・障害があるということでマンションの住み替えが困難になったことがある。
	一人暮らしの地域サポート	ガイドブックの啓発を通じて課題が発生する前に情報提供し、地域の支援者とサポート	
意思決定支援	家族や支援者による代行決定		・意思決定支援ガイドラインを簡略化し、各協議会等で取り組まれているか等、意思決定のベースの浸透へ。 ・障害のある方の自立への考え方の違い。
	意思形成のための経験と環境整備	失敗も含めて経験できる機会の保証とそれを支える地域資源	
	支援者の理解や力量・関係機関との連携により支援が左右される		
	自己決定の仕組み		
その他	障害がある方の投票支援活動		・投票支援について他地区の取組の聞き取り。 ・選投票支援を通じて意思決定や選挙権、参政権について発信。
	情報リテラシー		
	情報格差	「理解できる情報提供」の欠如／過剰な情報を見極めの難しさ／公的情報のわかりにくさ・届きにくさ	
	若い世代の福祉教育	中学生などの若い世代に授業の中で権利擁護を学べる環境	
	支援者・保護者・関係機関が"連携ありき"で動けるような仕組みづくり	異なる支援方針から生じる混乱・当事者が置き去りになっている状況	・障害当事者の方が分からぬことが権利侵害。 ・文京区の地域特性を加味した権利擁護について、地域課題の抽出。「文京区民が困っていること」
	障害のある方への理解		
	声が挙げられない当事者や家族の意見の吸い上げ方・受援力を持ち合わせていない方の支援方法		

とうじしゃぶかい
当事者部会のみなさんへ

【資料第4号】

けんりょう ごせんもんぶかい げんざい れいわ ねんど ねんど はな あ ないよう けんどう
権利擁護専門部会では現在、令和7年度から9年度にて話し合いをする内容を検討しています。

けんりょう ごせんもんぶかい いいん いけん くわ ほか ぶかい いけん うかが
権利擁護専門部会の委員からの意見に加え、他の部会のみなさんからもご意見を伺いました。

こんかい とうじしゃぶかい いけん うかが い か かつよう い か ないよう こま りふじん たいおう う けんり
今回、当事者部会のみなさんにもご意見を伺いたく、以下のシートをご活用いただき、以下の内容で「困っていること」「理不尽な対応を受けた」「権利
しんがい う おし か むずか こうもく くうらん だいじょうぶ
侵害を受けた」ということについて教えてください。(書くことが難しい項目は、空欄のままで大丈夫です)

どんなこと？	たと 例えば…	きにゅうらん 記入欄
<u>住まいのこと</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ●部屋を借りたくて探していたが、障害を理由に断られた。 	
<u>権利侵害のこと</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ●家族が自分のお金を勝手に使ってしまっているようだ。 ●消費者被害にあってしまった。 	
<u>意思決定支援のこと</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ●大事なことを決める時に、自分の意見を聞いてくれない。自分がいないところで勝手に決められてしまった。 	
<u>成年後見制度のこと</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後に備えて、財産管理や契約時の支援などについて知りたいが、どこに何を相談したらいいか分からぬ。 	
<u>そのほか</u> <u>上記の項目にあてはまらないこと</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ●選挙に参加しやすい仕組みについて知りたい ●障害について知ってもらう機会を増やしたい (学校での福祉教育など) …など 	

きょうりょく
ご協力いただき、ありがとうございました。 12月23日(火)までに返信用封筒に入れて返信ください。

きにゅう
アンケートにご記入いただいた内容を原文のままの文章で、権利擁護専門部会にて配布させていただきます。

けんりょう ごせんもんぶかい じむきょく ぶんきょう けんりょう ごせんもんぶかい はいふ
●権利擁護専門部会 事務局：文京区社会福祉協議会 権利擁護センター 伊藤、新井 ☎ 03-3812-3156

令和 7 年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第 2 回 権利擁護専門部会 要点録

日時：令和 7 年 1 月 5 日(水) 10 時 00 分～12 時 00 分
会場：文京シビックセンター 障害者会館 A・B 会議室

出席者：

協議会会長

東洋大学 福祉社会デザイン学部 教授 高山 直樹

委員

社会福祉士（高齢者あんしん相談センター駒込センター長） 新堀 季之

文京地域生活支援センターあかり 施設長 清水 健太

文京槐の会 は～と・ピア 2 施設長補佐 北原 隆行

弁護士・社会福祉士・精神保健福祉士 武長 信亮

文京区障害者就労支援センター 主任 皆川 讓

文京区障害者基幹相談支援センター 荒木田 紘子

司法書士 箱石 まみ

文京区民生委員・児童委員協議会 駒込地区副会長 吉野 文江

文京社会福祉士会 事務局長 篠木 一拓

文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長 平石 進

当事者委員 天野 亨

当事者委員 久米 佳江

区委員

障害福祉課 身体障害者支援係長 福田 洋司

障害福祉課 知的障害者支援係長 須田 浩史

予防対策課 保健指導係長 田中 利奈

予防対策課 予防対策主査 柳瀬 裕貴

欠席者：

弁護士 坂井 崇徳

知的障害者相談員 賀藤 一示

福祉政策課 地域福祉係長 宮原 駿一

事務局

文京区社会福祉協議会 権利擁護センター 伊藤 真由子

文京区社会福祉協議会 権利擁護センター 新井 未来

1. 開会

2. 議題（1）権利擁護専門部会における取組みについて

第1回権利擁護専門部会にて「権利擁護専門部会にて検討したい項目や議題について」の意見を部会員からいただいたが、権利擁護単体で考えるのではなく、他部会との連動が必要との意見もあった。他部会の部会長及びその他の方からの意見もいただき、資料第2号にまとめた。本日は資料第2号をもとに検討テーマ案のカテゴリーからテーマを絞っていきたい。

- 前年度作成の成果物を使った研修や周知、普及啓発。実際に活用した事例を追えると良い。現場で使っていただくのが一番良いのではないかと思うので、権利擁護という広い枠の中で、どのようなところと連携が必要か、が見えると意見が深まる感じ。活用方法の検討。
- 前回の成果物の活用、周知。テーマで上がってくるものは障害福祉だけで完結するものは少なく、住まいの問題もまさに障害だけでは解決方法が見いだせない状況。暮らし分野に携わる行政や居住支援等とリンクしながら、縦割りの垣根を低くする・共同する流れを作れるといいのではないか。
- 昨年度の成果物の活用。自分の携わっている分野でも最終的には本人の選択、決定が重要。本人と家族の意見が異なる際の支援の難しさを感じているが、資料2号を見て権利擁護は本人だけではなく他の分野も多岐にわたると感じた。テーマを絞るのは難しいが、それぞれの自己決定ができる支援が大切だと感じた。
- 成果物の活用、実際の利用状況のモニタリング、定着を進めていければと思う。当事者部会へのテーマの聞き取りは、部会長だけではなく当事者委員全員に聞いていただき、質問もわかりやすく具体的に答えやすいようにしてもらえばと思う。次回は当事者委員から出た意見を加味して検討課題を絞っていただけると嬉しい。
- 補足説明だが、今後、自由意見では回答が難しい部分もあると思うので、テーマを絞ってある程度まとめた中で、当事者委員に意見をいただく手順にしたいと考えている。
- 成果物の活用。権利擁護は多岐にわたるので、重層支援とも連携していくらいいと思う。
- 成果物の活用、ブラッシュアップを含めながら周知。今年度から開始した市民後見人の養成に関連し、8050問題を考えていくうえで、後見人が専門職または市民の場合の違い、メリットデメリット等。
- 権利擁護を進めていくにあたり、皆さんへの理解や周知が必要と考える。どのようなものが権利侵害になるのか知っていただく。例えば、権利擁護では、成年後見制度がある等。成果物の活用、研修等、広く区民に知っていただくより良いと感じる。
- 成果物の活用、周知、既存のパンフレットとの連携。権利擁護や成年後見について深く知らないこともあるので、成年後見制度をベースに権利擁護を考えていくのも一つの方法だと思う。市民後見人への理解を、区民も支援者も深めていけたらと思う。
- 成年後見制度の活用。成果物の活用、還元、周知等。過去にこの部会で、成年後見制度や意思決定支援のテーマの中で選挙投票支援についての報告書を作成したこともある。選挙の投票支援について、他地区の取り組み状況の聞き取り。成果物の取り扱い方について、全体会（親会）での紹介等もあると思う。

- 理解できないことが多いので、少しでも理解できるように取り組めたらと思う。
- 今年度からの参加のため、昨年度の成果物を読んでみたい。住まいの分野は興味がある。実体験で、マンション住み替えの際、補助犬がいる、視覚障害者は火事を起こすという偏見があり難しい。補助犬法の中で、補助犬がいることを理由に断ってはいけない決まりはあるが、現実は難しい。
- 当事者の方が分からないと感じることが権利侵害になっていると感じ、この権利を守ることが一番の肝になるのではないかと思う。内容を分かるように伝えていかなければならないと思う。さまざまな地域の方から意見を聞くことが大切で、文京区の地域特性を加味した権利擁護についてどのように考えていくべきか、地域課題を抽出して、地域の方がどのようなことに地域課題を感じているのか広く意見を集められたらと思う。
- 今後、学んだことを地域の一員として関り、還元していけたらと思う。
- 今まででは判断能力低下の方を中心に議論が進んできたと思うが、身体障害の方についても考えていかなければならぬと思った。成果物のブラッシュアップ、場合によっては作り直しも必要があると思う。成果物で相談窓口の案内をしているので、まずは窓口で迷わないようにしたい。連携して解決に向かっていける体制を考えて行けたらと思う。
- 成果物の周知も大切だが、3年任期があるので同時に別の取り組みも必要かと思う。成年後見制度は財産管理や契約行為が中心と思われているので、権利侵害や権利擁護の観点からも役立つことは伝えたい。しかし、成年後見制度自体が変わることになるので、周知すべき知識がどの程度確定するか、タイミングが難しい。住まいの問題は文京区ではいろいろな方が直面していると感じる。地域課題と結びつけた権利擁護について、文京区民が困っていることについて取り扱って議論できればいいと思う。文京区の方が困っていることに対して、他区の取り組みの調査も含め、この部会で何かができる、最終的にここで出た意見を親会にあげられればいいと思う。
- 今回でテーマを絞るのは難しいと思うので、方向性について決められればと思う。昨年の成果物を使えるものとしてブラッシュアップするのに加えて、障害分野を切り口にして、障害当事者にとっていいものは区民にとってもいいものといった視点で考えられればと思う。成年後見制度は改正時期のため、テーマで扱うのであれば次期ではないかとも感じる。市民後見人に求めることに、当事者委員や権利擁護専門部会の意見をのせるのも一つの形としてあるのではないか。住まいについて、災害対策でも避難所への避難より在宅避難という方向性が打ち出されている。政策提言のような大きな話題や議論だと空中戦になりそうなので、もう少し身近な分野の方がいいとも感じる。過去に意思決定支援の流れで投票支援について取り組んだこと也有ったが、今は候補者が入所施設に直接来て選挙運動をするようになっているので、その後の動きを追うのもいいのかもしれない。その他の意見はいかがか。
- 権利擁護専門部会は各部会の分野にあると思われる権利侵害について、各部会の中心のような役割。障害者の自立という概念について、みんなの意見がバラバラなことを認識し、今一度考え方を直す必要がある。意思決定はすべてに通底しており、制度は増えているが、これまでのやり方を踏襲するにすぎない形で動いていく中で、権利侵害や虐待につながっている実態がある。忘れ去られていることをもう一度思い直し、他の部会に発信していく。部会員それぞれの分野に寄せると空中戦の議論になってしまう。文京区内でも各種パンフレットが多いが、ブラッシュアップは実践で行うものなので、議論では成り立たないのではないか。作っただけではなく、地に足をつけての権利擁護部会の在り方について議論してもいいと思う。選挙については、狛江市が積極的で、意思決定や選挙権、参政権について取り組みの聞

き取りもいいかもしれない。選挙権について支援者がどのように伝えていくか。一点突破のテーマに見えるが、さまざまなことが絡んでいる分野になっている。他の地域のことを聞いたりしながら、文京区のオリジナリティを出していく形の発信はあるのではないか。

●通底するのは意思決定である。意思決定されたものは誰のものか、本人のものだったか。周りの人がやってあげるのが当然の時期が長かった。過去に、選挙について調査し、指差し投票や選挙管理委員会の許可をとって何人も立会い投票を有効にする等、突破口をどんどん開いていった事例があったと記憶しているが、その後そのままになってしまったこともある。もう一度取り組むかどうかは皆さんの意見を含めて考えていかないといけない。意思決定支援を外さず、権利擁護部会でどのように考えていくか。

●部会委員が多いので複数グループを作って取り組むはどうか。各グループでのテーマ、やり方の取り組み。人数が多い会議体に多いが、空中戦の議論になってしまい中途半端に終わることもある。やり方で工夫していくとより成果がはっきりとしてくるのではないか。

●グループワークは作業部会のイメージではないか。

●他の部会との連携は考えていたところ。グループワークの意見もあったが、大まかな方向性を決める必要はあると思う。マンション住民の権利についての勉強会、災害復興についての事前準備、権利侵害が集中しやすい人をどう支援していくか等。成果物はどの分野で活用していくかによって異なる部分もあると思う。

●障害から介護分野への移行で、制度の紹介や情報だけ知っても、当事者は同じサービスを受けていたいという権利がある。こういった議論をしていけばいいと思う。

●障害から介護分野への移行で、一定数の方が制約を受けるのは事実としてある。介護優先とはなるが、障害福祉サービスを使っていた方は人によっては組み合わせて利用できること等、どちらの分野でも統一した説明・案内で連携が出来るためのツールとして使うのは一つの方法かと思う。

●昨年度の成果物は支援者向けに作成してある。最終的には当事者がいつ成年後見制度を使えばいいかを考えるタイミングが分かればいいと思う。多種のパンフレットが、その時期、状況に合わせた対象者がアクセスできるようにしていかないといけない。介護分野も各種パンフレット等あるが、都度改正や作成し直しがある。その際に、点字や多言語の資料も同様に反映されているのか確認できていない。

●権利擁護は多岐にわたる。意思決定のガイドラインを簡素化して、それに沿って話が進められているか、それぞれの協議会等で取り組まれているか等、様々な分野において考えてもらうべき意思決定のベースの浸透があってもいいのではないかと思った。

●障害者の権利条約に基づいて様々なものがつくられているが、国連の障害者権利委員会から日本に対して109の勧告が出ている。現場の人も障害者権利条約を知らないことが多い。原点に立ち返るのは大切。意思決定のガイドラインも分野によって少しずつ違う。津久井の事件をきっかけに神奈川県が意思決定についての取り組みに力を入れている。

●自立に関して、世の中ではいろいろな言い方がされており、障害を克服しようとテーマに掲げされることもあるが、社会が変わらないで障害を克服することはできない。皆さんのがうなずける状態を一つ作るのはすごく意味があるのでないか。

●まとめづらいが、ポイントになるのは意思決定で、誰の意思なのか、本人の意思を尊重するということは何か。そのための方法論としては、いろいろなガイドラインを含めて考えていくことか。

●当該部会の運営、会議指針で意思決定のガイドラインに即して検討されているのか確認していくのはいいのではないか。不動産の押し売りや、家族がサインをして本人が入りたくない施設に入れられるもまさに権利侵害。意思決定の研修は他でも取り組んでいるので、改めてこの部会で取り組む必要はないように感じる。パンフレットの使い方や当事者委員との連携もグループで取り組むのはいいのではないか。

●一度持ち帰って再度お示しすることになるが、大まかな方針は意思決定、個人の権利の尊重。手法はグループワークで意見を深めていくのがいいのではないかと考えた。

●他部会と連動するのであれば、運営会議や親会で意見を出した方が調整しやすいと思う。権利擁護専門部会としてどのようにしていきたいか具体的な意見を出した方がいい。

●3月の親会までには来年度の話ができるといいので、手法（他の部会への参加、連携するか）を決めておく必要がある。次回最終確認を行い、次年度に向けての話が出来ればと思う。3年目にこの部会でどのようなまとめになるかをイメージできればと思う。

●後見制度が大きく変わる可能性があるが、後見人をつけただけでうまくいくわけではない。子どものころからの意思決定支援が重要。障害分野は子どものころからサービスを利用されていることが多いので、サービス等利用計画をベースにチームが出来ていることが大切。後見人がその中に入って一員になるイメージ。

●権利擁護専門部会での取り扱いでは、サービス等利用計画は本人の意向でつくられているか、本人が参画しているかの視点になるのではないか。支援者が良かれと思って先走って提案するものと、本人と話し合いながら決めるのでは、結果は同じでもプロセスは全く違う。本人の権利、本人の意見とはが大枠の方向性で、実際の支援や一緒に暮らしていくことについて、皆さんと考えられるような紐解き方、その題材としてのテーマ決めと考えていくと選びやすいかと思う。

●質問で、グループワークはこの部会開催回数を増やすイメージか。やってみないとわからない部分もあるが、成果物作成時のグループワークの際は意見がそれなりに出た印象があったので、少人数で意見を交わすのはいいことかと思う。次回の部会で、例えば、意思決定支援について話し合ってみると、次年度に向けた方針が出しやすくなるのではないかと思った。

●基本は現在の開催回数の中で取り組んでいくイメージ。方向性さえ決まれば、あとはグループワークの方が意見を出しやすいのではないか。たくさん意見をいただいたが、ピックアップしたいこと、全体の方向性につながること等あればお聞きしたい。

●「文京区に住む・住もう」を中心に考えていくべきだと思う。住むことからサービスを利用するにもつながり、住む・住もうに関連していろいろなことに派生していくのではないかと思う。

●住まい問題は政治問題な気もする。

●物理的、経済的な部分の取り扱いは難しいが、地域支援での取り組みが何かあればと思う。文京区内でも障害者の方がチャレンジできるグループホーム等、いろいろな体験ができる場所ができていくことが理想。

●来年度は障害者福祉計画を作る年。生活のし辛さ等、聞き取り調査をした意見をここでも共有させてもらい、参考にしていただき、文京区のテーマを抽出していただくのも一つの方法とも思う。

●自立支援協議会で話し合ったことが、当事者にどのように反映されたかが見えづらいので、結果のチェック機能のようなものが権利擁護専門部会にあってもいいのかと思った。

●一度持ち帰らせていただくことにはなるが、まとめると、大きいテーマとして、成果物のブラッシュアップ、使う場面においての使いやすさの徹底、住まいの問題について。基本的な考え方の部分では、「自己決定について」がこの部会の方向性か。各分野の意思決定のガイドラインについて、基本は変わらないが、理解深め、アプローチの仕方についてか。改正予定の後見制度を見据えるよりも、市民後見人との絡みからチーム支援としての在り方について。本人にとって相談しやすいのはスナックのママだったりするので、専門職と身近な相談者の差がないようにしたい。次回はグループ分けをしてテーマを絞っていければと思う。当事者部会からの意見も、次回に反映させてもらえばと思う。

議題（2）その他

●事務局：次回は12月～1月頃開催予定。全体会は3月3日（火）午後の予定。

3. 閉会

コラム①：
親の高齢・入院で今後のことを考えた



親と暮らしていたご本人。金銭管理は親が行っていて、決断の時も親と相談してきた。親が高齢になり入院したことをきっかけに、グループホームに入居。決められたお小遣いを使う事は出来たが、全体の金銭管理は難しい状況。地域福祉権利擁護事業※の利用を開始し、日常的な金銭管理の支援を受けている。決断の時には今までのよう親に相談することに加え、支援者にも相談しながら意思決定を行っている。

コラム②：
地域福祉権利擁護事業から後見制度へ



知的障害・精神障害がある実家暮らしのご本人。地域福祉権利擁護事業を利用し、定期的にご本人に代わり銀行へ行き、生活費をおろして届けてもらう支援を受けていた。親が亡くなり、相続手続きや名義変更の必要性が生じたため、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度の利用へと引き継いだ。ご本人が後見人へ直接言いづらいことは、ご本人との付き合いが長い障害サービスの支援者が間に入って伝える等、チームとして支援している。

コラム③：
チーム支援で後見制度の利用へ



実家で一人暮らしの方。何かしらの疾患がありそうだがご本人には病識がない。ライフラインが止まり、生活が成り立たず近隣住民から相談が寄せられていた。近隣住民、行政、障害サービス支援者等で案を持ち寄り、後見制度の利用方針となつた。選任された後見人を含む支援チームでの継続的な働きかけにより、徐々にライフラインが復旧し、最低限度の生活が成り立つようになってきた。まだまだ課題は多いが、徐々に支援者を増やしながら、ご本人の気持ちに寄り添い、チームでの支援を継続している。

※地域福祉権利擁護事業とは？

ご本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの手続等や、日常的な金銭管理について支援する事業です。（詳細は、文京区社会福祉協議会にお問合せください）

「生活の変化」から考える 成年後見制度利用ガイド

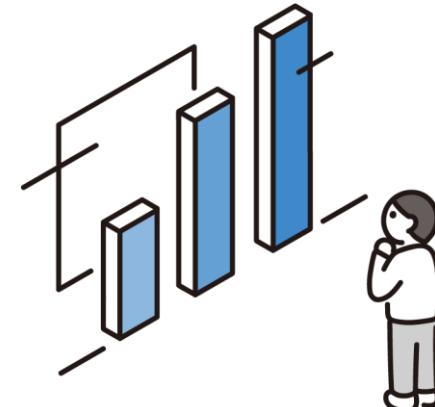
支援者・サポーター向け



「成年後見制度」の利用について検討するのは
どのようなタイミングなのか？
それはきっと、生活に「変化」が生じた時では
ないでしょうか。

ご本人とご家族、支援者が、成年後見制度活用
を含めた生活について検討できるよう、それぞれ
ライフステージやライフイベントで考えられ
る変化や観点を表にしました。

ぜひ相談・支援の一助にしてください。





ライフステージ

主に知的障害のある方は、ライフステージをベースに、
ライフイベントも見てみてください

【支援する法律】				
児童福祉法	障害者総合支援法	障害者総合支援法 (介護保険法)	老人福祉法 介護保険法 (障害者総合支援法)	

18歳	(40歳)	65歳
親:50代	親:60代	親:70代 親:80代 親:90代

卒業・進路
／成人

親の高齢化・家族の病気
／親亡き後

高齢期

【制度・支援者の変化】

- 卒業後の相談先
- 進路
- 賃金・手当の管理

【親亡き後へ】

- 身上保護(法律面・福祉面)
- 財産管理・相続・収入確保
- 暮らしの場
- 親や家族の介護

【制度・支援者の変化】

- 介護保険制度優先
- 支援者の変化
- 加齢による心身面の変化

どのように
なことが
起こるか?
どのように
なことが
必要になる
か?



特に「児童福祉法」から「障害者総合支援法」へ移行する際、療育・教育・福祉の各分野が切れ目のない支援が行えるよう、各個別支援計画と連携しアセスメントできることが重要と考えます。また、「介護保険法」の対象年齢となった際も同様です。ご本人を中心、どのように情報共有し支援するか、一緒に考えていきましょう。

制度導入や準備を考えるタイミング



住まい

- 一人暮らし ●グループホーム ●入所・退所

(退所や退院後の住居の確保や地域生活をスムーズに行っていくための
「地域移行支援」の活用)



仕事

- 就職(一般就労／福祉的就労など)
- 離職 ●転職(就労先の変化／就労形態(一般就労⇒作業所など)の変化)
- 就労支援・就労継続支援 ●自立訓練・生活介護 ●定年後の地域生活



契約

- 18歳(成年)より保護者の同意なしに契約などができるようになる
(未成年者取消権が認められない)



お金

- 収入(給与／年金／手当など)の確保・管理・手続き
- 支出の管理・手続き ●財産管理 ●相続



家族

- 親や兄弟姉妹などの住まいの変化(独立・就労関係・婚姻関係)
- 親や兄弟姉妹などの体調面での変化(病気やケガ) ●親亡き後

相談支援機関・権利擁護センターへ相談

各ライフステージやライフイベントにおいて、適切に制度が利用できるようにするためにできることは何か?

また、事前に準備することで、各ライフステージやライフイベントで、ご本人と一緒に考え決められること、ご本人が事前に経験しておくことで選択肢が増えることが考えられます。また、そのことが意思決定支援にもつながります。

ぜひ相談支援機関・権利擁護センターと一緒に考えていきましょう。



相談支援機関や権利擁護センターにご相談があった例を、裏面にコラムとしてご紹介します。

成年後見制度とは?

認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が十分でない状態にあり、財産管理や契約をはじめとする法律行為を行う事が難しい場合や生活上の支援が必要な場合に、本人にとって不利益が生じないよう、法律や生活面に配慮しながら支援する人(後見人等)を定め、本人を支援・保護する制度です。